

「乳がん検診従事医師等」の認定登録条件に関するお知らせ

乳がん検診従事医師の認定登録条件につきましては、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を参考に、乳がん部会において、「乳がん検診従事医師の認定登録条件等」を別紙1のとおり一部改正し、令和7年4月1日から適用することといたしました。

これに伴い、「乳がん精密検査機関」の登録条件も別紙2のとおり一部変更しておりますので、検診従事医師及び精密検査機関の申請の際は、別紙1・2を確認の上、手続きいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会（乳がん部会）の目的及び乳がん検診各医師の定義は、別紙3のとおりです。

別紙1 乳がん検診従事医師の認定登録条件等 新旧対照表

別紙2 乳がん精密検査機関の認定登録条件等 新旧対照表

別紙3 熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会（乳がん部会）

乳がん検診従事医師の認定登録条件等 新旧対照表

改正後	現行	備考
1. 認定登録条件 (1) 研修歴(資格) <u>「乳がん検診従事医師」並びに「乳がん精密検査機関従事医師」、「乳がん検診推進医」は、次の各号のうち指定した項目に該当していること（各資格の詳細は下記を参照）</u> ①熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(乳がん検診従事者)並びに指定講習会を申請前3年間に3回以上受講した者 ②日本乳がん検診精度管理中央機構の読影認定医 ③日本乳癌学会の認定医、乳腺専門医 ④日本乳癌学会基幹施設・連携施設あるいは認定施設・関連施設で乳がんについて2年以上研修したもので、かつ当該所属長の推薦がある者 ・<u>乳がん検診従事医師</u> 上記①かつ②に該当する者 ・<u>乳がん精密検査機関従事医師</u> 上記①かつ②に加え、③又は④に該当する者 ・<u>乳がん検診推進医</u> 上記①に該当する者 (2) 認定の期間・認定審査手数料	1. 認定登録条件 (1) 研修歴(資格) <u>次の各号のいずれかに該当していること</u> ①熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(乳がん検診従事者)並びに指定講習会を申請前3年間に3回以上受講した者 ②日本乳癌学会認定施設・関連施設で乳がんについて2年以上研修したもので、かつ当該所属長の推薦がある者 ③日本乳癌学会の認定医、乳腺専門医または、日本乳がん検診精度管理中央機構の読影認定医である者 (2) 認定の期間・認定審査手数料	(変更) (変更) (新設) (新設) (新設)

①認定の期間は、3年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の3月31日までとする。 ②認定審査手数料は新規・更新共1万円とする。 2. 遵守事項 (1) 更新申請までに部会が指定する講習会等3年間に3回以上出席すること。 〈部会が指定する講習会等とは〉 * 熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(乳がん検診従事者) * 医師会が主催する生涯教育講座(乳がん部門) * 熊本乳癌研究会 * 日本乳癌学会 * 日本乳癌検診学会 * 日本医学放射線学会等(乳がん部門) <u>(削除)</u> (2) 認定登録条件等に変更が生じたときは、速やかにその旨を部会に報告すること。 (3) (1)(2)の事項を遵守しない場合には、認定登録を取り消すことができる。	①認定の期間は、3年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の3月31日までとする。 ②認定審査手数料は新規・更新共1万円とする。 2. 遵守事項 (1) 更新申請までに部会が指定する講習会等3年間に3回以上出席すること。 〈部会が指定する講習会等とは〉 * 熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(乳がん検診従事者) * 医師会が主催する生涯教育講座(乳がん部門) * 熊本乳癌研究会 * 日本乳癌学会 * 日本乳癌検診学会 * 日本医学放射線学会等(乳がん部門) <u>* 熊本乳腺診断勉強会</u> (2) 認定登録条件等に変更が生じたときは、速やかにその旨を部会に報告すること。 (3) (1)(2)の事項を遵守しない場合には、認定登録を取り消すことができる。	(削除)
--	---	-------------

乳がん精密検査機関の認定登録条件等 新旧対照表

改正後	現行	備考
1. 認定登録条件 <u>(1) 日本乳癌学会基幹施設・連携施設あるいは認定施設であることか、又は熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会が認定する乳がん精密検査機関従事医師を有する施設であること。</u> (2) 検 査 ①マンモグラフィとエコー(超音波)による検査が自己機関で実施可能なこと。(エコー(超音波)検査のみでは精密検査機関とは認められない。) * マンモグラフィは、日本医学放射線学会が定める仕様基準を満たす装置を所有していること。 * マンモグラフィの読影については、日本乳がん検診精度管理中央機構が認定した読影医が行うこと。 * マンモグラフィの撮影については、日本乳がん検診精度管理中央機構が認定した読影医又は放射線技師が行うことが望ましい。<u>ただし、撮影の資格を有さない場合は日本乳がん検診精度管理中央機構の講習会を受講した放射線技師あるいは医師であること。</u> * <u>熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会が認定する乳がん精密検査機関従事医師が在籍すること。</u> ②細胞診・組織検査 <u>細胞診・組織診検査が自機関で実施可能であること、又は病理診断については他機関で可能であること。</u>	1. 認定登録条件 <u>(1) 日本乳癌学会認定施設・関連施設であること。</u> (2) 検 査 ①マンモグラフィとエコー(超音波)による検査が自己機関で実施可能なこと。(エコー(超音波)検査のみでは精密検査機関とは認められない。) * マンモグラフィは、日本医学放射線学会が定める仕様基準を満たす装置を所有していること。 * マンモグラフィの読影については、日本乳がん検診精度管理中央機構が認定した読影医が行うことが<u>望ましい</u>。 * マンモグラフィの撮影については、日本乳がん検診精度管理中央機構が認定した読影医又は放射線技師が行うことが望ましい。 ②細胞診・組織検査 <u>細胞診・組織診検査が自機関又は他機関で可能であること。</u>	(変更) (変更) (追加) (新設) (変更)

ただし、他機関による場合は、委託契約が締結されており、検査責任者の氏名、細胞診専門医・細胞検査士・病理専門医の氏名・認定登録番号(学術団体の認定登録番号)及びその他必要事項を確認のうえ、認定すること。 (3)担当医師の研修歴 精密検査に従事する医師は、専門医で十分な研修歴を有すること ＜十分な研修歴とは＞ * 熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(乳がん検診従事者)を申請前3年間に3回以上受講 * 日本乳癌学会の認定医・乳腺専門医 * <u>日本乳癌学会基幹施設・連携施設あるいは認定施設</u>で乳がんについて3年以上の研修 (4)認定の期間・認定審査手数料 ①認定の期間は、3年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の3月31日までとする。 ②認定登録機関の条件を満たさなかった場合は、認定を取り消すことができる。 ③認定審査手数料は新規・更新共1万円とする。 2. 遵守事項 (1)精密検査の結果は、速やかに一次検診実施機関に報告す	ただし、他機関による場合は、委託契約が締結されており、検査責任者の氏名、細胞診専門医・細胞検査士・病理専門医の氏名・認定登録番号(学術団体の認定登録番号)及びその他必要事項を確認のうえ、認定すること。 (3)担当医師の研修歴 精密検査に従事する医師は、専門医で十分な研修歴を有すること ＜十分な研修歴とは＞ * 熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(乳がん検診従事者)を申請前3年間に3回以上受講 * 日本乳癌学会の認定医・乳腺専門医 * <u>日本乳癌学会認定施設・関連施設</u>で乳がんについて3年以上の研修 (4)認定の期間・認定審査手数料 ①認定の期間は、3年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の3月31日までとする。 ②認定登録機関の条件を満たさなかった場合は、認定を取り消すことができる。 ③認定審査手数料は新規・更新共1万円とする。 2. 遵守事項 (1)精密検査の結果は、速やかに一次検診実施機関に報告す	(変更)
---	---	-------------

ること。 (2)担当医師は、更新申請までに部会が指定する講習会等3年間に3回以上出席すること。 〈部会が指定する講習会等とは〉 *熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(乳がん検診従事者) *医師会が主催する生涯教育講座(乳がん部門) *熊本乳癌研究会 *日本乳癌学会 *日本乳癌検診学会 *日本医学放射線学会(乳がん部門) <u>(削除)</u> (3)認定登録条件等に変更が生じたときは、速やかにその旨を部会に報告すること。 (4)(1)から(3)までに遵守しない場合には、認定を取り消すことができる。 3.その他 部会が、精度管理のために、マンモグラフィ、エコー、細胞診及組織診の結果を求めたときは、プライバシーに配慮して提出すること。	ること。 (2)担当医師は、更新申請までに部会が指定する講習会等3年間に3回以上出席すること。 〈部会が指定する講習会等とは〉 *熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(乳がん検診従事者) *医師会が主催する生涯教育講座(乳がん部門) *熊本乳癌研究会 *日本乳癌学会 *日本乳癌検診学会 *日本医学放射線学会(乳がん部門) *<u>熊本乳腺診断勉強会</u> (3)認定登録条件等に変更が生じたときは、速やかにその旨を部会に報告すること。 (4)(1)から(3)までに遵守しない場合には、認定を取り消すことができる。 3.その他 部会が、精度管理のために、マンモグラフィ、エコー、細胞診及組織診の結果を求めたときは、プライバシーに配慮して提出すること。	(削除)
--	--	-------------

熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会（乳がん部会）

目的

- ① 熊本県民への乳がん検診の啓発活動等を通じて、熊本県民の乳がん検診受診率の向上を図る。
- ② 精度の高い乳がん検診を実施し、乳がんの早期発見に努める。
- ③ 乳がん検診要精査者への精度の高い精密検査を行い、的確に良悪の鑑別診断を行う。
- ④ ①－③を通じて、熊本県民の乳がん死亡数の減少に寄与する。

「乳がん検診従事医師」、「乳がん精密検査機関従事医師」、「乳がん検診推進医」について

上記の本乳がん部会の目的を達成するために、3つの認定医を設定した。

- 乳がん検診従事医師：乳がん早期発見のための精度の高い検診マンモグラフィ読影を実施できる医師。
- 乳がん精密検査機関従事医師：複数の画像診断を用いて乳腺疾患の総合的な画像診断が実施でき、かつ、良悪を鑑別すべき乳腺病変に対して病理学的診断を行うための的確な検査手技（細胞診、針生検、吸引式乳腺組織生検、切開生検等）が実施できる医師。
- 乳がん検診推進医：県民に対して乳がん検診の受診勧奨を行うとともに乳がんについての啓発活動を行う医師。また、検診者からの相談に対して適切な乳がん検診および診療のできる実施施設を紹介できる医師。